

議案第11号

守谷市行政不服審査会設置条例等の一部を改正する条例

守谷市行政不服審査会設置条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月1日提出

守谷市長 松丸修久

令和 年 月 日 原案決

議案	頁数
11号	1

守谷市行政不服審査会設置条例等の一部を改正する条例

(守谷市行政不服審査会設置条例の一部改正)

第1条 守谷市行政不服審査会設置条例（平成27年守谷市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(所掌事項)

第2条 審査会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 法の規定による諮問に応じ審査請求について答申し、調査審議すること。
- (2) 守谷市情報公開条例（平成10年守谷町条例第4号。以下「公開条例」という。）第13条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (4) 守谷市個人情報保護法施行条例（令和 年守谷市条例第 号。以下「保護法施行条例」という。）第7条の規定による諮問に応じ調査審議すること。
- (5) 守谷市議会個人情報の保護に関する条例（令和 年守谷市条例第 号。以下「議会保護条例」という。）第45条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (6) 議会保護条例第50条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

第6条の見出し中「及び個人情報保護条例」を「並びに保護法及び議会保護条例」に改め、同条第1項中「守谷市情報公開条例（平成10年守谷町条例第4号。以下この項において「公開条例」という。）」を「公開条例第13条第1項」に、「守谷市個人情報保護条例（平成13年守谷町条例第34号。以下この項において「保護条例」という。）」を「保護法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項若しくは議会保護条例第45条」に、「及び保護条例第2条第2号」を「に規定する実施機関並びに保護法施行条例第2条第2項」に改め、「規定する実施機関」の次に「及び議会」を加え、「個人情報（保護条例第2条第1号に規定する個人情報）」を「保有個人情報（保護法第60条第1項に規定する保有個人情報及び議会保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報）」に、「個人情報の開示」を「保有個人情報の開示」に改め、同条第3項中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

(守谷市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

第2条 守谷市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年守谷市条例第17号）の一部を次のように改正する。

議案	頁数
11号	2

第11条中「守谷市個人情報保護条例（平成13年守谷町条例第34号）第3条及び第5条」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において準用する同条第1項」に改める。

（守谷市債権管理条例の一部改正）

第3条 守谷市債権管理条例（令和2年守谷市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「守谷市個人情報保護条例（平成13年守谷町条例第34号）第2条第6号」を「守谷市個人情報保護法施行条例（令和 年守谷市条例第 号）第2条第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案	頁数
11号	3

提案理由（議案第11号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により個人情報保護法が改正されたことにより、守谷市個人情報保護法施行条例を制定するに伴い、関係条例を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
11号	4

守谷市行政不服審査会設置条例新旧対照表（第1条関係）

改 正	現 行
<p><u>（所掌事項）</u> <u>第2条 審査会の所掌事項は、次のとおりとする。</u> <u>（1）法の規定による諮問に応じ審査請求について答申し、調査審議すること。</u> <u>（2）守谷市情報公開条例（平成10年守谷町条例第4号。以下「公開条例」という。）第13条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。</u> <u>（3）個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。</u> <u>（4）守谷市個人情報保護法施行条例（令和 年守谷市条例第 号。以下「保護法施行条例」という。）第7条の規定による諮問に応じ調査審議すること。</u> <u>（5）守谷市議会個人情報の保護に関する条例（令和 年守谷市条例第 号。以下「議会保護条例」という。）第45条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。</u> <u>（6）議会保護条例第50条の規定による諮問に応じ調査審議すること。</u></p>	<p><u>（所掌事項）</u> <u>第2条 審査会は、法による審査請求に係る諮問に対する答申、調査審議その他法令又は条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</u></p>

議案	11号
頁数	5

参考資料

(情報公開条例並びに保護法及び議会保護条例における審査会の調査権限)

第6条 審査会は、公開条例第13条第1項

又は保護法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項若しくは議会保護条例第45条の規定に基づく諮問についての審査において必要があると認めるときは、実施機関(公開条例第2条第2号に規定する実施機関並びに保護法施行条例第2条第2項に規定する実施機関及び議会をいう。以下同じ。)に対し、市政情報(公開条例第2条第1号に規定する市政情報をいう。以下同じ。)又は保有個人情報(保護法第60条第1項に規定する保有個人情報及び議会保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。)の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された市政情報又は保有個人情報の開示を求められない。

2 (略)

3 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、市政情報又は保有個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(情報公開条例及び個人情報保護条例)における審査会の調査権限)

第6条 審査会は、守谷市情報公開条例(平成10年守谷町条例第4号。以下この項において「公開条例」という。)又は守谷市個人情報保護条例(平成13年守谷町条例第34号。以下この項において「保護条例」という。)の規定に基づく諮問についての審査において必要があると認めるときは、実施機関(公開条例第2条第2号及び保護条例第2条第2号

に規定する実施機関をいう。以下同じ。)に対し、市政情報(公開条例第2条第1号に規定する市政情報をいう。以下同じ。)又は個人情報(保護条例第2条第1号に規定する個人情報

をいう。以下同じ。)の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された市政情報又は個人情報の開示を求められない。

2 (略)

3 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、市政情報又は個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

11号	議案
6	頁数

守谷市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改 正	現 行
<p>（秘密保持義務）</p> <p>第11条 指定管理者及びその管理する公の施設の業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、<u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において準用する同条第1項の規定を遵守し個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。</u></p>	<p>（秘密保持義務）</p> <p>第11条 指定管理者及びその管理する公の施設の業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、<u>守谷市個人情報保護条例（平成13年守谷町条例第34号）第3条及び第5条</u> _____ の規定を遵守し個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。</p>

議案	11号
頁数	7

参考資料

守谷市債権管理条例新旧対照表（第3条関係）

改 正	現 行
<p>（滞納者に関する情報）</p> <p>第6条 市長は、履行期限までに履行されない市の債権がある場合において、当該市の債権の管理に関する事務を効果的に行うために必要があると認めるときは、当該事務の遂行に必要な限度で、当該債務者に係る滞納の有無（滞納がある場合は、その滞納している額を含む。）及び市長が行った措置又は処分の情報その他必要な情報を実施機関（<u>守谷市個人情報保護法施行条例（令和 年守谷市条例第 号）第2条第2項</u>に規定する実施機関をいう。以下この条において同じ。）の内部において利用し、又は規則で定めるところにより他の実施機関に提供し、若しくは他の実施機関から収集することができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（滞納者に関する情報）</p> <p>第6条 市長は、履行期限までに履行されない市の債権がある場合において、当該市の債権の管理に関する事務を効果的に行うために必要があると認めるときは、当該事務の遂行に必要な限度で、当該債務者に係る滞納の有無（滞納がある場合は、その滞納している額を含む。）及び市長が行った措置又は処分の情報その他必要な情報を実施機関（<u>守谷市個人情報保護条例（平成13年守谷町条例第34号）第2条第6号</u>に規定する実施機関をいう。以下この条において同じ。）の内部において利用し、又は規則で定めるところにより他の実施機関に提供し、若しくは他の実施機関から収集することができる。</p> <p>2 （略）</p>

議案	11号
頁数	8

参考資料